○農林水産省告示第二千五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　大分県大分市大字木佐上字大舞一六三一の一、一六三一の三から一六三一の三一まで、一六三二の三三から一六三二の三五まで、一六三三、一六三六から一六三九まで、一六四〇の二、一六四一から一六四四まで、一六四五の二から一六四五の五まで、一六四六の一、一六四七、一六四九、一六五一の一、一六五五の一、一六五五の二、一六六九、一六七〇、一六七二、一六七三、一六七五、一六七七、一六八一、一六八七の一、一六八七の二、一七〇九、一七一〇の一、一七一二、一七一三の一、一七三三から一七三六まで、一七六七、一七七一、一七七二、一七七四、一七八一の一、一六三一の二地先から一六三一の四地先まで・一六三一の三三地先・一六三二の三六地先・一六三一の三七地先・一六五一の一地先・一六五一の二地先・一六五四の一地先・一六五五の一地先・一六五五の二地先・一六五六の一地先・一六五六の二地先・一六六一地先・一六六二地先・一六六三の一地先・一六六三の二地先・一六六四地先・字岩屋一八八二地先・一八八六の一地先・一九〇〇地先から一九〇七地先まで・一九〇八の八地先・一九〇八の九地先（以上三十筆地先について次の図に示す部分に限る。）、一八五〇から一八五二まで、一八五四から一八六四まで、一八七一、一八七二、一八八五、一八八六の一から一八八六の四まで、一八八七から一八九〇まで、一八九二、一八九三の一、一八九三の二、一八九四、一八九六から一九〇二まで、一九〇四から一九〇七まで、一九〇八の一から一九〇八の九まで、一九〇九から一九一二まで、一九一七、一九一八の一、一九一八の二、一九一九、一九二一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大舞一六三一の二八・一六三一の二九・一六三一の三三・一六三六・一六三九・一六四五の四・一六四五の五・一六四五の一の一・字岩屋一八九七・一八九九・一九〇〇・一九〇八の八・一九一二（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県新見市神郷油野字中ノ沢八一九の一、八二〇の一、八二一、字シノソウリ八二三の一、八二四の一、字イノオク一〇九一の三、一〇九一の九、字仮屋ケ瀬一三二九の三から一三二九の六まで

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字イノオク一〇九一の三

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　岡山県新見市下熊谷字法木上一六二四、字法木一六二五、字高下一六二六、字法木ノ上一六六八、字正信奥一六八四から一六八九まで、一七〇五の一、一七〇五の二、一七〇八、一七〇九、字高下口一六八三、字家ノ奥一六九〇、一六九一、字家ノ上一六九二、一六九三の二、一七〇六の三

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字法木上一六二四・字法木ノ上一六六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字正信奥一六八七、一七〇五の二、字家ノ奥一六九〇、一六九一、字家ノ上一六九二、一六九三の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岡山県久米郡美咲町西川上字小原三七三六の四、三七三六の六、三七三七の一、三七三七の二、三七三九の一、字家廻リ三七四六の一、三七四六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小原三七三六の四・三七三七の二・三七三九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　京都府舞鶴市字城屋小字河原一二四〇・一二七五・一〇〇一・一〇〇一八の三から一〇〇一八の五まで・一〇〇一八の八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）